

## 5 受験に関する質疑応答集

### 【受験地に関すること】

**Q1** 私は、受験資格に該当する特別養護老人ホームの生活相談員として、栃木県内にある派遣会社に登録し、群馬県内の施設に派遣され勤務しています。受験申込み日現在、栃木県に住んでいますが、受験地はどちらですか。

**A1** 受験地は、受験申込み日現在、受験資格に該当する業務の勤務地によって決まります。栃木県で受験可能なのは、受験申込み日現在①栃木県内で受験資格に該当する業務に従事している場合、もしくは②受験資格に該当する業務に従事していないが栃木県に住んでいる場合です。Q1の場合は、群馬県内で受験資格に該当する業務に従事しているので、群馬県での受験となります。

**Q2** 私は、受験資格に該当する栃木県内の特別養護老人ホームの生活相談員として、7年間勤務後、現在は同法人の事務として勤務しています。現住所は茨城県ですが、受験地はどちらの県ですか。

**A2** 勤務地は栃木県ではありますが、事務は受験資格に該当する業務ではないため、受験地は茨城県になります。

### 【実務経験に関すること】

**Q3** 私は、看護師として4月1日に病院に採用され勤務していますが、看護師免許証に記載された免許交付日が4月28日の場合、実務経験としていつから算入されますか。

**A3** 免許証交付日前の期間は算入できません。実務経験として算入できるのは4月28日からとなります。なお、登録日以前から准看護師の資格を持って看護業務を行っている場合については、看護師免許証と併せて准看護師免許証を提出することで、期間算入ができます。

※受験資格に該当する国家資格等に基づく業務については、全て資格の登録年月日以降からの期間算入となります。(P.9参照)

**Q4** 私は、看護師として5年間、病院で看護業務を行ってきましたが、その間に育児休業を取得しました。この期間の取り扱いはどうなりますか。

**A4** 育児休業、傷病休業、介護休業等の期間については、従事期間の算入対象とはなりません。ただし、産前産後休暇は従事期間の対象となります。

**Q5** 私は、薬剤師の免許を持ち、製薬会社で5年間、医薬品の研究業務を行っています。この場合、受験資格に該当しますか。

**A5** 国家資格を有していても、教育業務・研究業務・事務・営業など要援護者に対する直接的な対人援助を行っていない期間は、受験に必要な実務経験として認められません。よって、この場合は受験資格はありません。

なお、薬剤師の業務は、調剤・医薬品の供給等をつかさどる者とされています(薬剤師法第1条)ので、薬局での処方箋による調剤業務、薬店での一般用医薬品に対する薬事指導を行う場合には受験資格に該当しますが、化粧品・雑貨等の販売のみを行っている場合については、受験資格に該当しません。

**Q6** 私は、栄養士の資格を持ち民間企業の営業部において粉ミルクの商品販売業務を行い、必要によって病院等で調乳方法の指導を行っています。この場合、受験資格に該当しますか。

**A6** この場合、主たる業務が商品販売を目的とした営業業務であるため、実務経験として算入することはできません。

**Q7** 私は、栄養士の資格を持ち、派遣会社から栄養士として病院に派遣され勤務しています。この場合、受験資格に該当しますか。

**A7** 栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています(栄養士法第1条)。よって、派遣会社と病院との派遣委託契約において、その契約した業務内容に患者への栄養指導・栄養管理等が含まれていることが確認できる場合は、実務経験に算入することができます。

なお、社員食堂等での献立作成やメニュー開発、調理事務、食器衛生管理は要援護者に対する直接的な対人援助業務ではないため、実務経験として認められません。

**Q8** 介護老人保健施設の介護職員として6年間常勤職員として勤務しています。介護福祉士資格は2年前に取得し登録しました。受験資格はありますか。

**A8** 介護福祉士登録日からの実務期間5年以上、日数が900日以上が受験資格要件の対象となりますので、この場合、受験資格に該当しません。(平成27年2月12日付厚生労働省令第19号「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」による。)

**Q9** 私は、複数の訪問介護事業所で介護福祉士として勤務していますが、この場合、従事期間及び従事日数の取扱いはどうなりますか。

**A9** 同一の期間内に複数の事業所で勤務しているような場合には、重複している従事期間は通算できませんが、従事日数は参入することができます。

ただし、1日に2カ所で勤務しているような場合の従事日数は1日としてしか算入されません。同一の期間内に複数の事業所で勤務している場合は、「勤務記録証明書」をそれぞれの事業所から証明してもらい、「実務経験証明書」とあわせて提出して下さい。重複して勤務している日を確認した上で、従事日数を確定します。

**Q10** 私は、訪問介護事業所で登録ヘルパーとして勤務しています。業務は生活援助ですが、現場では必要によって身体介護も行っています。この場合、実務経験として算入できますか。

**A10** 実務経験として算入される介護等の業務とは、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排泄、食事その他の介護のことです。算入できるものは、従事者(受験申込者)の主観ではなく、業務報告書などの客観的な資料により介護業務として証明される場合に限られます。

**Q11** 私は、保健師の資格を持ち、市役所の介護保険課の非常勤職員として、介護保険の認定調査員をしています。受験資格に該当しますか。

**A11** 認定調査業務は、要援護者に対する直接的な対人援助ではないため、受験資格に該当しません。また、保健師の本来業務ではないため、「保健師」としての受験もできません。

**Q12** 私は、社会福祉士の資格を持ち、市役所の高齢福祉課の非常勤職員として、高齢者住宅の入居相談員をしています。受験資格に該当しますか。

**A12** 高齢者住宅入居相談業務は、受験資格に該当しません。この他にも、市役所の高齢福祉課等の窓口での相談業務は、実務経験に算入できません。

## 【提出書類に関すること】

**Q13** 過去の受験票・試験結果通知書を令和6年度の実務経験証明書に代えることはできますか。

**A13** 平成30(2018)年度以降分に限りできます。なお、受験資格変更に伴い、**平成29(2017)年度以前分での受験はできないので、実務経験証明書を提出しなければなりません。**

実務経験証明書を作成してもらうときには、必ず、P.18～19(記入例・注意事項)を証明書作成者に提示してください。不備や不明な点がある場合には、再提出が必要になる場合があります。

**Q14** 勤務していた事業所(法人)が廃業してしまい、実務経験証明書を作成してもらえません。どのような手続きをとれば受験ができますか。

**A14** 実務経験証明書が提出不可能な場合は、当該期間を実務経験として算入することはできません。ただし、当時の責任者や相続人、破産管財人等、勤務実績が確認できる書類を保管している方に証明が得られる、以下の①～③すべての書類の提出により、実務経験を判断します。

- ①実務経験証明書(保管書類を元に当時の責任者等に作成してもらってください。)
- ②事業所の存在及び証明者を確認できる書類(公的機関に提出した事業所の「開設届」「廃業届」、法人の「登記簿謄本」等の写し)
- ③受験申込者が事業所に在籍していたこと及び業務内容が確認できる書類(「源泉徴収票」「給与明細書」「出勤簿」等)

※②③は、受験申込者、証明者以外の個人情報に該当する部分は塗りつぶしていただく結構です。

※施設や病院等が閉鎖、廃業してしまった場合であっても、上記と同様です。

**Q15** 私は個人開業で鍼灸院を営んでいます。実務経験証明書の証明はどうすればよいですか。

**A15** 個人開業のように、証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する実務経験証明書と併せて、保健所等が発行する開業許可証、開設届等(開設地・開設年月日のわかる書類)の写しを添付してください。なお、介護保険の指定事業所開業の場合は、都道府県知事が発行した指定通知書の写しを添付してください。

**Q16** 申込み時点では従事日数が不足しているのですが、いつまでの実務経験を算入することができますか。また、実務経験日数を満たした後、いつまでに「実務経験証明書」を提出すればよいですか。

**A16** 受験に必要な実務経験は試験日の前日まで算入可能です。この場合は「見込受験」となるため、申込み時点では「実務経験証明書」証明日以降の従事期間(見込)CまたはD及び従事日数(見込)cまたはdの該当箇所に記入し提出してください。受験資格に必要な従事期間及び従事日数を満たした時点で、「実務経験証明書」を改めて証明し、簡易書留郵便にて提出してください。なお、提出期限までに書類の提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効になりますので注意してください。  
(令和6年度の提出期限は、令和6(2024)年10月25日(金)※当日消印有効 です)

**Q17** 看護師の合格通知があるので、これを免許証に代えて提出しても大丈夫ですか。

**A17** 看護師免許は、「看護師籍」に登録された時点で資格を取得したことになりますので、合格通知では認められません。登録後の免許証の写しを必ず提出してください。免許証に裏書きがある場合には、両面ともコピーをして、必ずその部分も提出してください。他の国家資格等も同様です。

**Q18** 介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込みまでに間に合いません。どうしたらよいですか。

**A18** 再発行の手続きを行ったことが分かる証明書を添付してください。例えば、再発行申請書の写しや、発行元が再発行申請書を受け取ったことを証する書類(受理証等)の写しです。なお、試験は「見込」での受験申込みになりますので、登録証が届きましたら、速やかに、その写しを簡易書留郵便にて提出してください。提出期限までに書類の提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効になりますので、注意してください。  
(令和6年度の提出期限は、令和6(2024)年10月25日(金)※当日消印有効 です)

**Q19** 私は、資格取得後に姓が変わったため、受験申込書と免許証に記載された姓が異なります。どうしたらよいですか。

**A19** 婚姻等により、受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、その経過がわかる戸籍抄本(受験申込前6か月以内発行のもの)を添付してください。(P.12参照)

## 【その他】

**Q20** 受験申込み後、婚姻により姓及び住所が変更になりました。届出は必要ですか。

**A20** 受験申込み後に氏名、住所、勤務先等の変更が生じた場合は、速やかに「記載事項変更届」(様式 P.20)を提出してください。氏名変更の場合は、その経過がわかる戸籍抄本を、住所変更の場合は住民票を添付してください。(提出期限 令和6(2024)年11月15日(金))

**Q21** 受験手数料を払込み後、受験資格を満たしていないことが判明しました。受験申込みはまだしていません。受験手数料は返還してもらえますか。

**A21** 速やかに当協会まで連絡をください。「払込受付証明書」を提出していただくことがありますので、必ず保管してください。「払込受付証明書」がないと返還できない場合があります。(提出期限 令和6(2024)年7月26日(金))